

京都市上下水道局告示第2号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成24年4月9日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

八幡市戸津正ノ竹23

叶機械設備工業

叶 国生

2 変更事項（代表者の変更）

叶 美和子から叶 国生に変更

（上下水道局下水道部管理課）